

かがやきクラブ
(市老人クラブ)に
加入しませんか?
— 会員募集中 —

地域の高齢者が互いに助け合い、豊かな生活を送るために、市内29クラブ、約1,500人の方が活動しています。活動を通して声を掛け合える仲間が見つかり、ともに活動することで健康の保持、増進につながります。仲間と一緒に健康な心身の維持や趣味活動、仲間づくりのため、かがやきクラブに加入しませんか?

【募集対象者】 おおむね60歳以上の方

【年会費】 1,000円程度

※各クラブにより異なります。

【活動内容】 友愛訪問、ウォーキングやスポーツ大会などの健康づくり、カラオケ、民謡、舞踊、童謡などの趣味教室、介護予防や交通安全教室などの文化教養活動、親睦旅行、公園や神社の清掃など

知識や経験を活かして、新しく魅力的な活動をともに創っていきませんか?

【お問い合わせ先】

市老人クラブ連合会事務局 ☎

33・2255

友愛訪問を利用・参加
しませんか?

近年、高齢者の「孤立」が大きな社会問題になっています。

ひとり暮らしの高齢者の方や障がいのある方などが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、かがやきクラブ(市老人クラブ)の会員が訪問活動を行っています。安否確認や話し相手になるなどの取り組みにより、孤立感や不安を解消することを目的とし、身近な隣人・友人として、ご近所を訪問しています。

友愛訪問活動への参加を希望される方(市老人クラブへの加入が必要です)、また、友愛訪問員の訪問を希望される方は、左記お問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

市老人クラブ連合会事務局 ☎

33・2255



子育て世帯への給付金の申請をお忘れではありませんか?

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

【支給対象者】

対象児童(令和3年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満))の養育者で、以下のいずれかに該当する方

- 令和3年度分の市民税均等割が非課税の方
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度市民税均等割が非課税の方と同様の事情にある方(家計急変者)

※令和4年2月末までに生まれる新生児も対象になります。

【支給金額】 対象児童1人につき5万円(すでに本給付金を受給された方は重複できません)

【申請期限】 令和4年2月28日(月) 必着



ひとり親世帯分



ひとり親世帯以外分

令和3年度子育て世帯への 臨時特別給付金

【支給対象者】

対象児童(平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童(※婚姻をしている方は支給対象外となります))を養育する世帯で、令和3年9月分の児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる方

【支給金額】

対象児童1人につき10万円(すでに本給付金を受給された方は重複できません)

【申請期限】 令和4年2月28日(月) 必着

※新生児については期限以降も申請可能です。



令和3年度子育て世帯への
臨時特別給付金について

詳しくは、市ホームページ(上記QRコード)をご覧ください。下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口) ☎32・2114 / FAX 32・3738

Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp